

令和 7 年度 上諏訪駅周辺回遊性向上推進業務 業務説明書

1 適用範囲

本説明書は、諏訪市（以下「発注者」という。）が受注者に委託して行う「令和 7 年度 上諏訪駅周辺回遊性向上推進業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。なお、業務内容は次のとおりとする。

2 業務目的

諏訪市においては、近年の上諏訪駅周辺の動向として、令和 4 年度に策定した「上諏訪駅周辺まちなか未来ビジョン」（以下「未来ビジョン」という。）の推進と具現化のため、令和 5 年度に公民連携のまちづくりを推進し、上諏訪駅周辺の新たな魅力と価値を創出していくことを目的とする公民連携の組織「上諏訪まちなか未来ビジョンプラットフォーム（愛称：スワ・マチ・ミライ）」（以下「スワ・マチ・ミライ」という。）を設立した。

未来ビジョン実現に向けた取組の一環として、令和 5 年度にビジョンに示す「歩いて楽しめる」まちの将来像を体感できる場・機会を創出した社会実験を実施した。また令和 6 年度にはスワ・マチ・ミライが主体となりまちなかの魅力を見える化し、また、空き家などの空間資源を活用し新たなコンテンツを実験的に提供することで、まちの魅力を来場者等に自ら発見する機会を提供した社会実験を実施し、段階的に回遊性の向上を図る取組みを進めている。

そこで本業務は、過年度実施した社会実験の効果検証結果を踏まえ、魅力的な空間の創出と沿道の店舗などと連携した心地よいウォーカブルゾーンの実現と空き地・空き家等の遊休不動産の多様な形態を含む利活用の実現を目的とした社会実験を行うものである。

3 業務範囲

本業務の対象エリアは、上諏訪駅周辺まちなか未来ビジョンのウォーカブルゾーン・リノベーション推進ゾーンと上諏訪駅西口広場から柳並線を中心とする「対象エリア」内とする。（別紙（対象エリア）参照）

具体的な実施箇所については、発注者と協議の上、決定する。

4 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日

5 委託業務内容

- （1）上諏訪駅周辺の地域資源を活用した社会実験の実施
ア 社会実験の具体的な実施内容に関する企画提案

- ① 実施期間は、9月から10月を中心とした1ヶ月程度とすること。なお、社会実験は期間を通して継続して行うもののほか、特定の日を限定して実施するものを企画することができる。
- ② 様々な層を対象としたコンテンツを複数の場所で実施し、回遊性の向上や面的な賑わいの創出などに資する企画とすること。
なお、コンテンツについては、空き家等の遊休不動産や公共空間など空間資源の活用を想定している。

イ 関係者との調整

ウ 参加者の募集

エ 広報宣伝（受注者が持つノウハウを最大限活用し、チラシやポスター、SNS 等様々なメディアをツールとした効果的な広報）

オ 社会実験の準備（会場設営図の作成、必要な資材の調達 等）

カ 社会実験の実施

キ 効果検証

ク 社会実験の結果を踏まえた、令和8年度以降に向けた課題と方向性提案

（2）報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。報告書の内容に疑義や不足等ある場合は、発注者は受注者に修正等を求めることができる。

6 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合わせを行い、業務計画書（業務概要、工程表、組織体制表など）を提出し、発注者に承認を得なければならない。また、業務計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は、変更内容について発注者と協議を行い、発注者に承認を得なければならない。

7 成果物

（1）令和7年度 上諏訪駅周辺回遊性向上推進業務委託報告書 1部

- ・業務の実施状況が分かる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- ・効果検証結果
- ・社会実験の結果を踏まえた、課題と方向性提案

（2）上記電子データ一式（CD-RまたはDVD-R）

データ形式は、PDFのほか再編集が可能な形式（Word、Excel、PowerPoint 等）とする。

8 その他

(1) 必要資料の貸与

本業務に必要な発注者が所有する下記資料は貸与する。受注者は、貸与された資料について責任をもって管理し、紛失・汚損の無いよう万全の注意を払うとともに、本業務以外に利用してはならない。また、貸与する資料は、業務完了後に速やかに返納すること。

- ①諏訪市都市計画マスタープラン（2019年3月）
- ②諏訪市立地適正化計画（2019年3月）
- ③第六次諏訪市総合計画（2022年1月）
- ④上諏訪駅周辺まちなか未来ビジョン（2023年3月）
- ⑤過年度の委託業務の成果品
- ⑥その他必要と認められる資料

(2) 機密の保持

受注者は個人情報保護法や関連法規を遵守し、貸与資料等および業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてならない。また、業務以外の目的に使用してはならない。

(3) 疑義の処理

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、発注者・受注者双方の協議により決定するものとする。

(4) 各種法令に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、原則として発注者が行うものとする。その際、円滑な手続きを目的として、発注者は受注者に協力を求めることができる。

(5) 報告の義務

本業務の遂行中、適宜、受注者より進捗状況を報告するものとする。

(6) 損害及び危害

受注者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないようにし、損害を与えたときは、受注者の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者などから苦情等があった場合は、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者に報告すること。

別紙（対象エリア）

令和7年度 上諏訪駅周辺回遊性向上推進業務委託履行場所

